

平成 26 年第 1 回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	平成 26 年第 1 回	平成 25 年第 1 回
1 条 例	19	12
(1) 制 定	5	2
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	14	10
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	13	13
(1) 一 般 会 計	2	2
(2) 特 別 会 計	10	10
(3) 企 業 会 計	1	1
3 その他の議案等	2	3
計	34	28

2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 26 年第 1 回	平成 25 年第 1 回
1 承 認	0	0
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	0	0
2 報 告	0 (4)	0 (2)
計	0 (4)	0 (2)

※ () は開会日以降に配布予定

平成26年第1回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を平成26年5月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 い べ ま さ き
伊 部 正 城 (新任)

住 所 * * * * *

生年月日 * * * * *

第2 議案：条例

1 制 定

(1) 東浦町住民投票条例の制定について

町政に係る重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票制度を設ける。

条例施行日：公布の日

ア 住民投票に付することができる事項（第2条関係）

町民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、町及び町民全体に直接の利害関係を有するもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (ア) 町の権限に属さない事項
- (イ) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (ウ) 専ら特定の町民又は地域にのみ関係する事項
- (エ) 町の組織、人事、財務その他執行機関の内部事務処理に関する事項
- (オ) 町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

イ 住民投票を請求できる条件（第3条関係）

(ア) 町民が請求する場合

選挙人名簿に登録されている者が、その総数の6分の1以上の者の連署をもって町長に請求

(イ) 議会が請求する場合

議員定数の12分の1以上の賛成を集めて議会へ提案し、出席議員の過半数の賛成により、町長に請求

- (ウ) 町長が発議する場合
自ら住民投票を発議

ウ 住民投票の形式（第4条関係）

二者択一とするが、住民投票に付そうとする事項が二者択一により難しいものについては、3以上の選択肢から1を選択する形式とすることもできる。

エ 住民投票の投票資格者（第7条関係）

公職選挙法第21条第1項の規定により町の選挙人名簿に登録される資格を有する者

オ 住民投票の成立要件（第18条関係）

住民投票は、一の住民投票に付された事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。

この場合においても、当該投票における開票作業その他の作業は行うものとする。

(2) 東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

職員の公正な職務の執行の確保について、職員、管理監督者、任命権者及び町民の責務を明らかにし、公益目的通報制度、不当要求行為への対処等を定める。

条例施行日：平成26年4月1日

ア 目的（第1条関係）

法令遵守意識の徹底と町政運営の透明性を確保するための体制整備を行うことにより、職員の公正な職務の執行の確保を図り、もって町民全体の公益保護と町民の町政に関する信頼回復を目的として本条例を制定する。

イ 責務（第4条～第7条関係）

主体	責務の内容
職員	・ 差別的取扱いの禁止 ・ 職務上の権限の私的利用の禁止

	・ 一般法令及び特に自らの職務に関する法令等への精通に対する努力義務 ・ 職務上の知り得た情報の適正な管理 ・ 職務の執行を全うし、職務執行の結果に対する町民への説明責任 ・ 職務の執行における手続の明確化及び町政運営の透明化のため施策の意思決定の内容及び過程を適正に記録
管理監督者	職員の倫理の保持及び法令等の遵守に関して取り組む施策の中心的な役割を担う。
任命権者	・ 法令等を率先して遵守し、議会と連携しながら、透明性の高い、公正な町政の運営に取り組まなければならない。 ・ 法令等の遵守及び倫理の保持が図られるよう効果的な研修の実施、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
町民	・ 公益目的通報を行おうとするときは、町民全体の公益を保護するためにこれを行わなければならない、専ら自ら又は特定のものの私的利益を追求することとなるような目的のためこれを行ってはならない。 ・ 不当要求行為により職員の公正な職務の執行を妨げないようにしなければならない。

ウ 外部監察員（第8条関係）

公益目的通報及び不当要求行為に適切に対処するため、外部監察契約を締結する。

（ア）外部監察契約を締結できる者：弁護士

（イ）外部監察員の委託契約の期間：3年（更新可）

エ 公益目的通報（第9条関係）

職員等について法令違反等が生じ、又は生ずるおそれがある旨を通報することができることとする。通報を受けた場合は、コンプライアンス委員会が調査し、その調査報告を受けた任命権者が是正措置を講じる。

（ア）通報できる者：職員等及び町民

（イ）通報先：コンプライアンス委員会（内部組織）又は外部監察員

（ウ）通報の条件：氏名及び住所を明らかにして通報を行わなければならない。ただし、通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、匿名でも可。

オ 不当要求行為への対処（第11条関係）

職員は、不当要求行為があった場合は、口頭その他適当な方法により速やかに任命権者に報告を行う。任命権者は、不当要求行為であると認めるときは、要求者に対して、不当要求行為の中止警告、捜査機関への告発等、必要な措置を講じる。

（3）東浦町附属機関設置条例の制定について

既存の私的諮問機関等を附属機関として設置する。

条例施行日：平成 26 年 4 月 1 日

設置する附属機関

執行機関	名称	所掌事務
町長	東浦町男女共同参画推進委員会	男女共同参画の計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町障害者計画・障害福祉計画推進委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町高齢者福祉推進協議会	老人福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所措置に係る要否判定（継続入所に係る要否判定を含む。）に関する事項についての審査に関する事務
	東浦町地域福祉推進委員会	地域福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
教育委員会	東浦町教育支援委員会	心身に障害のある児童、生徒及び幼児に対する適切な就学指導及び教育支援に関する事項についての調査審議に関する事務

(4) 東浦町子ども・若者会議条例の制定について

子ども及び若者に関する施策を総合的に推進するため、東浦町子ども・若者会議を設置する。

条例施行日：平成 26 年 4 月 1 日

ア 所掌事務

(ア) 地方青少年問題協議会法第 2 条第 1 項各号に掲げる事務

(イ) 次世代育成支援対策推進法第 21 条第 1 項に規定する措置について協議すること。

(ウ) 子ども・若者育成支援推進法第 20 条第 1 項に規定する情報の交換及び協議を行うこと。

(エ) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務

(オ) (ア) から (エ) のほか、町長が必要と認めること。

イ 委員構成（定数 20 人以内）

(ア) 学識経験を有する者

(イ) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(ウ) 子どもの保護者

(エ) 公募により選考された者

(オ) 町の職員

(カ) (ア) から (オ) のほか、町長が必要と認める者

ウ 任期

2 年（再任可）

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正（公布：平成 25 年 12 月 13 日 施行：平成 26 年 10 月 1 日）に伴い、所要の規定を整理する。

条例施行日：平成 26 年 10 月 1 日

ア 改正する条例

- (ア) 東浦町子ども医療費支給条例
- (イ) 東浦町障害者医療費支給条例
- (ウ) 東浦町母子家庭等医療費支給条例
- (エ) 東浦町精神障害者医療費支給条例

イ 改正内容

引用する法律題名の変更

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」

↓

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」

2 一部改正

- (1) 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

東浦町指定管理者選定委員会及び東浦町子ども・若者会議を設置し、東浦町青少年問題協議会を東浦町子ども・若者会議に統合するため、当該条例について整備する。

条例施行日：平成 26 年 4 月 1 日

ア 廃止：東浦町青少年問題協議会委員（日額 10,000 円）

イ 追加：東浦町指定管理者選定委員会委員（日額 10,000 円）

東浦町子ども・若者会議委員（日額 10,000 円）

- (2) 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

大規模災害からの復興に関する法律（公布：平成25年6月21日 施行：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日）の施行に伴い、災害派遣手当を支給できるよう引用法律を追加する。

条例施行日：公布の日

復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のため派遣された職員に対して、災害派遣手当を支給する。

- (3) 東浦町職員の退職手当基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
引用する条例の条例番号を整理する。

条例施行日：公布の日

東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和39年東浦町条例第18号）



東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和45年東浦町条例第24号）

- (4) 東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町特別職報酬等審議会の答申等により退職手当の支給水準を引き下げるため、規定を整備する。

条例施行日：平成26年7月1日

・退職手当の支給水準

ア 町長	1月につき	100分の45	→	100分の39.2
イ 副町長	1月につき	100分の27	→	100分の23.5
ウ 教育長	1月につき	100分の18	→	100分の15.7

- (5) 東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

愛知県農業共済組合に職員を派遣するに当たり、当該条例に当該組合を追加するため、規定を整備する。

条例施行日：平成26年4月1日

職員を派遣することができる団体に「愛知県農業共済組合」を追加

(6) 東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部改正（公布：平成25年11月22日 施行：公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日）により、人事行政の運営等の状況の公表の対象に、「職員の休業」が追加されたため、規定を整備する。

条例施行日：公布の日

人事行政の運営の状況に関し、任命権者が町長に報告しなければならない事項に「職員の休業の状況」を追加（町長は報告を受けたときは、報告内容を公表する。）

(7) 東浦町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

指定管理者の選定及び指定後の管理運営状況の評価について統一した調査審議を行うため、東浦町指定管理者選定委員会を設置する。

条例施行日：平成 26 年 4 月 1 日

ア 所掌事務

指定管理者の選定及び指定後の管理運営状況の評価についての調査審議

イ 委員構成（6人以内）

（ア）識見を有する者

（イ）公募により選考された者

（ウ）町の職員

ウ 任期

3年（再任可）

(8) 東浦町手数料条例の一部改正について

印刷手数料を定め、配食サービス利用手数料を削る。

条例施行日：平成 26 年 4 月 1 日

ア 新設：印刷手数料 A0 ロール紙1メートルにつき 150 円

イ 廃止：配食サービス利用手数料 1食につき 300 円

- (9) 東浦町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
消防団員の処遇を改善するため、退職報償金の額を引き上げる。

条例施行日：平成 26 年 4 月 1 日

・退職報償金の引上げ内容

5 万円増額。ただし、最低支給額は 20 万円とする。

- (10) 東浦町福祉センター条例の一部改正について

東浦町総合ボランティアセンターを設置することに伴い、福祉センターの業務を改める。

条例施行日：平成 26 年 7 月 1 日

各種福祉団体の育成及びボランティア意識の高揚に関すること。



各種福祉団体の育成に関すること。

- (11) 東浦町要介護者介護手当支給条例の一部改正について

引用する介護保険法の条項を整理する。

条例施行日：公布の日

法第 8 条第 18 項 → 法第 8 条第 19 項

- (12) 東浦町特別工業地区内の建築物の建築の制限に関する条例の一部改正について
特別工業地区となる南栄町地区の建築物の建築の制限を定める。

条例施行日：特別工業地区（南栄町地区に限る。）に係る都市計画法第 20 条第 1 項
の規定に基づく告示の日

特別工業地区に南栄町地区を加えることに伴い、新たに別表を設けて、建築しては
ならない建築物を区域に応じて規定する。

名称	建築してはならない建築物
東浦工業団地地区	1 住宅（次に掲げるものを除く。） （1）東浦工業団地地区内に立地する事業所の管理人の居住の用に供する住宅で、延べ面積が 125 平方メートル以下であり、かつ、事業所の延べ面積以下のもの （2）住宅以外の用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積の合計が 125 平方メートル以下であり、かつ、延べ面積の 2 分の 1 以下のもの （3）東浦工業団地地区内に立地する事業所の従業員の居住の用に供する長屋 2 共同住宅及び寄宿舍（東浦工業団地地区内に立地する事業所の従業員の居住の用に供するものを除く。） 3 下宿
南栄町地区	1 住宅（次に掲げるものを除く。） （1）南栄町地区若しくは南栄町地区に隣接する町が告示した特別工業地区以外の特別工業地区（以下「隣接地区」という。）内に立地し、又は南栄町地区と隣接地区の区域内にまたがって立地する事業所（以下「南栄町地区等に立地する事業所」という。）の管理人の居住の用に供する住宅で、延べ面積が 125 平方メートル以下であり、かつ、事業所の延べ面積以下のもの （2）住宅以外の用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積の合計が 125 平方メートル以下であり、かつ、延べ面積の 2 分の 1 以下のもの （3）南栄町地区等に立地する事業所の従業員の居住の用に供する長屋 2 共同住宅及び寄宿舍（南栄町地区等に立地する事業所の従業員の居住の用に供するものを除く。） 3 下宿

(13) 東浦町営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び東浦文化広場条例の一部改正について

使用料の額に 10 円未満の端数が生じた場合の端数処理を定める。

条例施行日：平成 26 年 4 月 1 日

2 分の 1 の範囲内で利用する場合は、使用料の額は、2 分の 1 の額とする。



2 分の 1 の範囲内で利用する場合は、使用料の額は、2 分の 1 の額（当該額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

(14) 東浦町学校給食センターの設置に関する条例の一部改正について

東浦町第1学校給食センター及び東浦町第2学校給食センターを廃止し、新たに東浦町学校給食センターを開設する。

条例施行日：平成26年4月1日

ア 名 称 東浦町学校給食センター

イ 位 置 東浦町大字緒川字三ツ池一区7番地

第3 議案：町道路線

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定するものとする。

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
5 1 7 8	生路178号線	東浦町大字生路字前田27番11	
		東浦町大字生路字前田62番3	